

居宅介護支援重要事項説明書

「書面掲示」規制の見直し
[年 月 日 現在]

1. 事業者(法人)の概要

法人の名称	株式会社 福祉協同サービス
代表者役職・氏名	代表取締役 小川 一八
本社所在地・電話番号	東京都足立区柳原 1-7-10 電話:03-5813-9731
法人設立年月日	2002 年(平成 14 年)11 月 15 日

2. サービスを提供する事業所の概要

1)事業所の名称等

事業所名	ケアサポートセンター千住
所在地・連絡先	〒120-0022 東京都足立区柳原 1-7-8 電話:03-3888-2770 FAX番号:03-3888-2775
事業所番号	居宅介護支援 1372111375 号
管理者の氏名	伊藤 秀泰
通常の事業の実施地域	足立区 千住・柳原地域

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

2)事業所の窓口の営業日及び営業時間

(1)当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3888-2770 (午前9時～午後5時まで)

担当者 伊藤 秀泰

緊急連絡電話 上記の電話にかけて頂ければ転送されます 24時間連絡可

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

(2)営業日及び営業時間

●営業日:月曜日から金曜日まで: 営業時間:午前9時から午後5時

●営業をしない日:土曜・日曜・祝日、12月30日～1月3日

3)事業所の職員体制

●管理者(主任介護支援専門員)1名＝管理業務及び居宅介護支援

●主任介護支援専門員 _____名 及び●介護支援専門員 _____名 ＝居宅介護支援

4) 運営の方針

事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その他置かれている環境等に応じてその利用者が

可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたって援助を行います。事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の選択に基づき保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整します。事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めていきます。

3. サービスの内容、提供方法

- 1) 初回面接 : 初回の相談依頼を受けて利用者、家族と面談します。
- 2) 課題分析 : 利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。課題分析は、厚生労働省指導の課題分析標準項目を使用します。
- 3) 居宅サービス計画原案の作成 : 課題分析後、居宅サービス計画原案の作成をします。
- 4) サービス担当者会議の開催 : 居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。
- 5) 文書による同意 : サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者より文書による同意を受けて交付します。
- 6) モニタリングの実施 : 少なくとも月 1 回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し、結果を記録します。
- 7) 居宅サービス計画の変更 : 利用者の状態が変化した場合等は、速やかに居宅サービス計画の変更のための、上記 2) から 5) の実施をします。
- 8) 居宅介護支援に係る事業所の義務について
 - ① 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
 - ② 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
 - ③ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下、「主治の医師等」という。)の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
 - ④ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、基本方針及び利用者の希望に基づき居宅サービス計画を作成します。このため、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ⑤ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

4. 利用料金

- 1) 利用料: 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
以下をご参照ください。

●料金 地域区分別 1単位の単価 1級地 11.40円

●居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降1か月あたり、要介護1・2＝12,380円

要介護3・4・5＝16,085円です。ただし、法定代理受領により当社の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

●介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなる場合があります。

その場合は一旦1か月あたり12,380円又は16,085円の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日、サービス提供証明書での差額の払い戻しの諸手続きをお願いします。

○居宅介護支援費（ご利用者様の負担はありません）

居宅介護支援費Ⅰ	i (取扱件数45件未満)	要介護1・2	月12,380円
		要介護3・4・5	月16,085円
	ii (取扱件数45件以上60件未満)	要介護1・2	月6,201円
		要介護3・4・5	月8,025円
	iii (取扱件数60件以上)	要介護1・2	月3,716円
		要介護3・4・5	月4,810円
居宅介護支援費Ⅱ (ケアプランデータ連携システムの活用および事務職員の配置を行っている場合)	i (取扱件数50件未満)	要介護1・2	月12,380円
		要介護3・4・5	月16,085円
	ii (取扱件数50件以上60件未満)	要介護1・2	月6,007円
		要介護3・4・5	月7,786円
	iii (取扱件数60件以上)	要介護1・2	月3,602円
		要介護3・4・5	月4,674円

○各種加算（ご利用者様の負担はありません）

加算の種類	加算の料金	要件
初回加算	3420円	①新規に居宅サービス計画を作成する場合 ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算Ⅰ	2850円	利用者が病院又は診療所に入院するにあたって、病院または診療所に対し、必要な情報を提供した場合(利用者一人につき月1回を限度、入院した日のうちに情報提供。方法は問わない。営業時間外、営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む)
入院時情報連携加算Ⅱ	2280円	利用者が病院又は診療所に入院するにあたって、病院又は診療所に対し、必要な情報を提供した場合(利用者一人につき月1回を限度、入院した日の翌日、翌々日に情報提供。方法は問わない。営業時間外に入院した場合、入院した日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む)

※各種減算

減算名称	単位数	要件
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の95%を算定	・居宅介護支援事業所の建物と同一建物または、同一敷地内、隣接する敷地内建物の利用者 ・同一建物に20名以上の利用者が居住する場合

特定事業所加算Ⅱ	4.799 円
算定要件	
常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。	
常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。	
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項にかかわる伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。	
24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用等の相談に対応する体制を確保していること。	
介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	
地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。	
家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。	
特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。	
介護支援専門員一人当たりの利用者の平均件数が 45 件未満であること。ただし、居宅介護支援専門費Ⅱを算定している場合は 50 件未満であること。	
介護支援専門員実務研修などに協力または協力体制を確保していること。	
他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会等を実施していること。	
必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	

特定事業所医療介護連携加算	1425円
算定要件	
特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを算定していること	
前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ、又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること。	
前々年度の3月から前年度の2月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。	

2) 交通費

前記2 の 1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費は実費となります。

3) 解約料 利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービス内容に関する相談、苦情に関する窓口

利用者からの相談、苦情などに対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応いたします。

1) 当事業所ご利用者相談・苦情担当者 伊藤 秀泰 電話 03-3888-2770

2) 個人情報保護相談窓口担当者 伊藤 秀泰 電話 03-3888-2770

3) 当事業所以外に以下の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

●足立区役所 介護保険課：電話 03-3880-5111

●足立区社会福祉協議会 基幹地域包括支援センター：電話 03-6807-2460

●東京都国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情担当係：電話 03-6238-0177

6. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに区市町村(各区市町村の事故対応要綱等に従う)、利用者の家族、利用者に係る介護サービス事業所等に連絡及び報告をおこなうとともに、必要な措置を講ずるものとします。尚、賠償すべき事故が発生した場合は、事業者加入の保険会社へ連絡し、損害賠償を速やかにおこなうものとします。

7. 秘密の保持

1) 当事業所は、業務上知り得た利用者とその家族の秘密を厳守いたします。

2) 当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得た利用者とその家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。

3) 当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、利用者またはその家族からの同意をいただきます。

8. 個人情報保護に関する事項

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、以下の事項を「公表」いたします。

1) 当事業所が保有する個人情報

当事業所は、利用者および代理人のサービス利用の申し込みに基づき、利用者の氏名、住所、電話番号等の基本的情報に加え、現在の心身の状況、家族歴、既往歴、治療内容、その他居宅介護計画作成にあたって必要な情報を入手し、これらを個人ファイルに記録・保管いたします。

また以下の目的にそって公表します。

(1) 使用する目的

- ① 事業所が、介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき、サービスを円滑に実施するために必要な場合

- ② 利用者が介護保険施設・医療機関等に入所入院した場合に必要な情報の提供
- ③ 自治体、またその関連機関に情報提供が必要な場合(事故、虐待疑い等)
- ④ 利用者本人または家族が希望した場合

- (2) 居宅介護支援サービスや業務の維持・改善、事例検討、外部監査機関への報告などの場合、使用する事業者の範囲:利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者
- (3) 通信手段を用いた情報共有
適切と認める通信手段(電話・テレビ電話・FAX・メール・ビジネスチャット・MCS(メディカルケアステーション)* 等)を用いて、医療機関及びサービス事業者、保険者等との情報共有を図る。

* MCS(メディカルケアステーション)は、医療介護従事者の連携を円滑に図るために、医療介護専用に関発されたインターネットを用いたコミュニケーションシステムです。医療介護ならではのセキュリティ、アクセス制御、管理体系が整った完全非公開型のシステムです。

(4)条件

- ①個人情報の提供は必要最小限度とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることの無いよう細心の注意を払うこと
- ②個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

(5)個人情報の内容(例示)

- ①氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、利用者や家族個人に関する情報。
- ②認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見(認定結果通知書)

(6)使用する期間 契約締結日から契約終了日までの間

2) 情報の開示、訂正、利用停止、苦情の申し出先

上記の利用目的に同意しがたい場合や開示・訂正・利用停止に関する問い合わせや苦情・意見は個人情報保護相談窓口までご連絡ください。なお、サービス記録等の謄写費用は 1 枚 20 円となります。

当事業所 個人情報保護相談窓口

担当:伊藤 秀泰 電話 03-3888-2770

9.感染症の予防及びまん延 防止のための措置

感染症の発生およびまん延防止のため以下の措置を講じます。

- 1)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回開催し、その結果について職員への従業者に対して周知徹底を図ります。
- 2)事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 3)事業所において従業員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行うこととします。

10.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置をとります。

- 1) 虐待防止のための指針をもとに、担当者を選定し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。また、その結果について従業者に周知徹底を図るとともに、定期的な研修を実施します。
- 2) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを自治体に通報します。

11. 身体拘束禁止

- 1) ケアプラン作成に於いて職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。
- 2) 事業所は、緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し保管します。
- 3) 事業所は、虐待防止のための指針に身体拘束禁止に関しても明記します。

12.業務継続計画の策定等（災害時・感染拡大時）

- 1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- 2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

13.ハラスメントに関する事項

厚生労働省「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」および、法人のハラスメント指針に準じます。

1) 禁止事項

- (1) 従業者に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) 従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- (3) 従業者に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

2) 事業所からの契約の解除

上記(1)～(3)により、従業者の心身に危害が生じ、または生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して指定居宅介護支援を提供することが著しく困難になったときは、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

14. その他

- ・介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。
- ・事業者の事業計画、方針、事業所の方針の閲覧を希望される方は、お申し出ください。
- ・介護支援専門員への研修は、採用時研修（三か月以内）と継続研修年 2 回以上実施しています。
- ・第三者評価の実施については、無しです。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要事項を交付の上、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明・交付日 年 月 日

【事業者】

＜事業者名＞ 株式会社 福祉協同サービス
＜住所＞ 〒120-0022 東京都足立区柳原1-7-10
＜代表者名＞ 代表取締役 小川 一八
＜事業所名＞ ケアサポートセンター千住（指定番号 1372111375）
＜事業所住所＞ 〒120-0022 東京都足立区柳原1-7-8

＜説明者＞ 氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅介護支援について重要事項の説明を受け理解し、同意しましたので、本書面を受領しました。

【利用者】

＜住所＞

＜氏名＞ 印

【同席者】

＜住所＞

＜氏名＞ 印（続柄）

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

【署名代筆または代理人】

＜住所＞

＜氏名＞ 印（続柄）

事業者、利用者双方の署名・押印をし、それをもって上記の重要事項の確認を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者1通ずつ保有するものとします。